

火災保険金

リフォーム勧誘に注意

(2017年6月13日掲載原稿)

台風や火事などの「もしも」に備えて住宅の火災保険に加入している方は多いのではないのでしょうか。

ですが最近「保険金が使える」と住宅修理を勧誘されて、トラブルになるケースが増えています。

○典型的な相談事例

リフォーム事業者が訪問してきて「火災保険の保険金を使えば、台風で壊れた屋根の修理がタダでできる。保険の申請も代行する」と言われ契約書類にサインした。だが、書類には工事内容の詳細が無く、「工事をキャンセルしたら高額な保険金請求代行費用が発生する」との記載があり不安になった。

○留意点

火災保険は自然災害による被害の補填するため、「リフォーム」全般を目的とするものではありません。

保険金の給付金額は保険会社の審査結果によります。修理が保険金の範囲に収まるか、保険の支払い対象外の修理が発生したらどうするかなど、工事の内容や最終的な負担について、きちんと事業者を確認しましょう。

受け取った保険金全額の前払いを要求されることも多いです。事業者が工事を行わないトラブルも起きているので、代金の全額前払いは避けましょう。

自然災害とは関係なく、経年劣化などによる住宅の損傷を保険金で修理できる、と持ち掛ける悪質なケースもあります。うその理由で保険金を請求すると、詐欺罪や民法上の不法行為に当たる可能性があります。

住宅修理をする場合は、複数の事業者から見積もりを取り、工事・契約内容を慎重に検討しましょう。

また自然災害で住宅が損害を受けたら、自分で保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどうするのかなどを確認しましょう。